

届出における手続の事例（報道より）

【手続の複雑さ】

- ・東京都町田市の男性（45）は4月、自宅近くのアパートの一室を届けた。5月に受理されたが、市役所や消防署などに出向いた回数は10回に上る。（180612 日経朝刊）
- ・届け出には消防関連の文書をはじめ、20種類以上の書類をそろえる必要がある。煩雑な手続は新規参入者にとってハードルが高い。（180521 日経朝刊）
- ・「とにかく行政機関から必要書類を集めるだけでも大変な時間と手間がかかる」。[...] 例えば出入り口や居室の面積などを正確に描いた図面を用意する必要がある。[...] 自宅を民泊で貸そうとする個人にとって手間は大きい。（180612 日経朝刊）

【住宅宿泊事業法以外に、事実上の届出要件となっている手続】

- ・「東京都新宿区のAさん（34）[...] が新法に沿って届出を区に相談すると、無許可営業を反省する「始末書」への署名や任意の立ち入りを求められた。」（180612 日経朝刊）
- ・港区の自宅で民泊を営む男性（42）が不安そうに示すのは、自らの名前と住所、電話番号を記したチラシ。周辺10メートルにある全戸にポスティングするよう区から求められたという。「民泊の利用者は荷物を部屋において外出することも多いのに、泥棒に入ってくださいとアピールしているようなものだ」（180608 日経夕刊）
- ・民泊新法では、運営事業者の多くはゴミ収集業者との契約を迫られることになる。営業許可には、こうした収集業者との契約確認印を求める自治体もある。だが、実際に民泊対応したことがある収集業者は少なく、その確保も一苦労という（180618 日経ビジネス）
- ・家主不在型として届け出れば民泊を続けられるが、苦情対応などの管理業務を外部に委託するほか、火災報知設備や避難経路を示す照明器具を増設しなければならない。建物の安全証明も、建築士に来てもらって作る必要がある。（180608 日経夕刊）

【届出窓口の運用変化】

・京都市は「専門性が高い」として、窓口の対応を京都府行政書士会に委託した。だが「書類をそろえて出向くと必要な書類が変わっていた」「担当者によって言うことが違う」など、対応の混乱ぶりが指摘されている。（180615 朝日）

・あまりに届け出が低調なためか、霞ヶ関のスタンスも揺れている。同居の家主が自宅を不在にできる時間について、観光庁は当初「チェックインからチェックアウトまでが対象で、宿泊者が外出している間も原則として自宅にいないなければならない」としていたが、解禁直前になって「宿泊者が外出している間は家主は自宅にいる必要はない」と軌道修正し始めた。（180607 日経スタイル）

【関係機関との連携】

・「渋谷消防署に行ったらまだ（許可に必要な）検査ができないと言われた。新法まであと1週間なのに、いつになったら前に進むのか」。東京都渋谷区で10部屋近くを運営する事業者が途方に暮れる。この事業者は5月1日に合法民泊としての登録を申請したが、許可のメドがたたない。（180618 日経ビジネス）

・スプリンクラーについては、金銭的な負担が重いため、消防庁は壁の耐火構造など一定の条件を満たせば、設置しなくても済む改正省令を6月1日付で公布・施行している。ところが、この改正省令が現場の消防署に浸透していない。検査はおろか、「免除はできない。設置しないと検査できないの一点張り」の消防署も少なくないという。（180618 日経ビジネス）

【現実に沿った運用の必要性】

・「観光庁から、自宅を不在にしているのは1時間までと言われた。[...]」東京都内で自宅の一室を民泊に提供している男性（33）は、15日の解禁と同時にやめる。フリーのシステムエンジニアとして自宅を空けることがあるためだ。（180608日経タ刊）

・工芸職人で店も経営する市内の30代男性は、居住型の場合でも、仕事をしていれば管理業者に任せる必要があると知り、驚いた。何かあった時、常駐していない業者より自分のほうが早く駆けつけられるのは明らか。業者に任せるとコストもかかる。男性はそう考える。だが市の担当者は「観光庁に問い合わせた結果、仕事をしている間は宿泊客の対応ができないと判断した」と言う。男性は「職人が多い京都では家と工房が一緒の場合も多い。民泊は職人の仕事ぶりを知ってもらおう好機なのに、制度の運用があまりにしゃくし定規では」と疑問を投げかける。（180615 朝日）